

広報多賀城有料広告事業募集要領

1 事業目的

この事業は、広報多賀城「多賀城NOW」（以下「広報多賀城」という。）に民間企業等の広告を掲載することにより、新たな財源確保及び地域経済の活性化等を行うことを目的とする。

2 広告媒体

広報多賀城（年12回（毎月1日）発行）

3 掲載枠数及び広告掲載料等

(1) 掲載枠数 8枠／月

(2) 枠のサイズ 1枠当たり天地45ミリメートル×左右85ミリメートル程度

(3) 広告掲載場所・広告掲載料等

広告掲載場所	版色	枠数／月	広告掲載料 (月額／枠)
広報多賀城「くらしの情報」又は「イベント情報」	2色刷り	6枠	15,000円
広報多賀城裏表紙	4色（カラー）刷り	2枠	25,000円

※広報多賀城「くらしの情報」、「イベント情報」又は広報多賀城裏表紙内の掲載位置については指定できないものとする。

※1か月単位で申込みできるほか、1か月ごとに複数枠に申込みできるものとする。

※枠ごとの右下最下部に有料広告（天地5ミリメートル×左右10ミリメートル程度）と表示するものとする。

4 掲載広告の規格等

広報多賀城有料広告事業仕様書を参照

5 広告掲載基準等

多賀城市広告掲載要綱（平成18年5月31日市長決裁）、多賀城市広告掲載基準（平成18年5月31日市長決裁）及び多賀城市広告掲載基準の細目に関する要領（平成18年5月31日部長決裁）の規定に適するものとする。

6 掲載期間

令和8年5月号から令和9年4月号までで、1月ごとの掲載のほか、連続した月に掲載できる。

7 申込者の資格要件

次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準（令和3年多賀城市告示第47

- ー 6号) に定める指名停止及び指名回避の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないものであること。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) 多賀城市入札契約暴力団等排除措置要綱告示第116号第2条第1項第4号から6号までに該当する者でないこと。
- (6) 多賀城市広告掲載要綱、多賀城市広告掲載基準及び多賀城市広告掲載基準の細目に関する要領の規定を遵守すること。

8 申込方法

(1) 受付期間

令和8年3月9日（月）から順次受付（掲載限度枠に達した時点で締切とする。）

(2) 提出書類

ア 申込書兼誓約書（様式1） 1部

イ 暴力団排除条例に係る誓約書（様式2） 1部

ウ 市税等に滞納がないことを証する書類（直近1年分） 1部

※多賀城市内の事業者については、税務課で発行する「完納証明書」を提出すること。

※多賀城市外の事業者については、所在地の自治体において「完納証明書」等を取得し提出すること。

エ 広告データ

(3) 受付及び問合せ先（担当課）

〒985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号

多賀城市総務部地域コミュニティ課広報広聴係

電話 022-368-2092（係直通）

メール koho@city.tagajo.miyagi.jp

(4) 受付方法

上記受付場所に直接又は郵送（期限内必着）、メールで提出（電話、FAX等による受付は行わない。）

(5) 広告掲載に係る手続等

広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載を希望する月の前々月の末日までに、上記8(2)の書類等を担当課に提出する。

9 掲載の決定

市は、受付時に提出された書類により掲載内容の審査を行い、掲載の可否を決定する。募集枠を超えたときは、次の順位により決定し、候補者が多数になるとときには抽選により決定する。

(1) 市内に本店を有する事業者

(2) 市内に事務所、事業所その他これらに類する施設を有する事業者

(3) 宮城県内に本店又事務所、事業所その他これらに類する施設を有する事業者

10 広告掲載の決定通知等

掲載の可否を決定したときは、広報多賀城広告掲載通知書（様式3）により、申込者に通知する。

11 広告掲載料の納入

広告掲載料は、広告掲載の決定後、市が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により一括で納入するものとする。

12 広告のデザイン等

広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、自身で広告のデータを作成し、作成にかかる経費は広告主が負うものとする。ただし、広告内容及びデザイン等については修正する場合がある。

13 広告主の責務

(1) 広告主は、広告内容及び広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとする。

(2) 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

(3) 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(4) 広告主は、本事業を実施することにより生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡又は継承してはならない。

14 広告の削除等

市は、広告が次に定めるいずれかに該当するときは、広告主への催促その他の手続を経ることなく、広告掲載の一時中止又は広告を削除できるものとする。

(1) 市が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) その他、広報多賀城への広告掲載が不適切だと判断したとき。

15 広告掲載料の還付

広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告を掲載できなかった場合は、この限りでない。

16 その他

(1) 提出された書類の返却は行わない。

(2) この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、総務部地域コミュニティ課長が別に定める。